

第七十二回 参議院通信委員会會議録第二号

昭和四十八年十二月十一日(火曜日)

午後零時五十分開会

委員の異動

十二月四日委員平井太郎君は逝去された。

十二月七日

辞任

補欠選任

郡 祐一君

長田 裕二君
新谷寅三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

西ヶ久保重光君

理事

今泉 正二君
古池 信三君
植竹 春彦君
森 勝治君

委員

長田 裕二君
迫水 久常君
新谷寅三郎君
松岡 克由君
松本 賢一君
木島 則夫君
小笠原貞子君
青島 幸男君

國務大臣

郵政大臣 原田 憲君

政府委員

郵政政務次官 三ツ林弥太郎君
郵政大臣官房長 神山 文男君
郵政大臣官房電 牧野 康夫君
気通信監理官 船津 茂君
郵政省貯金局長 齋藤 義郎君
郵政省電波監理 局長

事務局側

常任委員会専門 員

竹森 秋夫君

説明員

日本電信電話公 社総裁

米澤 滋君

参考人

日本放送協会 長

小野 吉郎君

日本放送協会専 務理事

松浦 隼雄君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○参考人の出席要求に關する件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に 關する調査

(派遣委員の報告)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付)

○委員長(西ヶ久保重光君) ただいまから通信委 員会を開会いたします。

この際、御報告することがございます。

皆さますでに御承知のとおり、本委員会委員平 井太郎君は、去る四日、病氣のため逝去されまし

た。まことに哀惜痛恨にたえません。

ここに委員各位とともに、つつしんで黙禱をさ

さげ、哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げ

たいと存じます。

どうぞ御起立をお願いします。

黙禱願います。

(総員起立、黙禱)

○委員長(西ヶ久保重光君) 黙禱を終わります。

御着席願います。

○委員長(西ヶ久保重光君) 委員の異動について 御報告いたします。

去る七日、郡祐一君が委員を辞任され、その補 欠として新谷寅三郎君が選任されました。また、

平井太郎君の補欠として、長田裕二君が選任され ました。

○委員長(西ヶ久保重光君) 理事の辞任について おはかりいたします。

本日、塚田十一郎君から、文書をもって、都合 により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西ヶ久保重光君) 御異議ないと認め、 さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じま す。

理事の選任につきましては、先例により、委員 長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議 ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西ヶ久保重光君) 御異議ないと認めま す。

それでは、理事に植竹春彦君を指名いたしま す。

○委員長(西ヶ久保重光君) この際、郵政大臣及び 郵政政務次官から発言を求められておりますので、 これを許します。原田郵政大臣。

○國務大臣(原田憲君) 一言ごあいさつを申し上げ ます。

去る二十五日、内閣改造が行なわれ、私、はか らず郵政大臣を拝命いたしました。何ふんとも に浅学非才でございますが、この参議院の通信委

員会は、委員長はじめ、皆さま練達の方ばかりでございまして、熱心に国政に取り組んでおられ ますことを心から敬意を表するとともに、国民 と密接な関係にある郵政業務につきましても、微力 でございしますが、全力を尽くしてまいりたいと存 じておりますので、何とぞ御指導、御鞭撻を賜わ るよう心からお願いを申し上げます。まことに 簡単でございますが、就任のごあいさつといたし ます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(西ヶ久保重光君) 三ツ林郵政政務次 官。

○政府委員(三ツ林弥太郎君) お許しをいただき まして、ごあいさつを申し上げます。

議院議員の三ツ林弥太郎でございます。 このたび、はからず郵政政務次官を拝命いた しまして、もとより浅学不敏の者でございますが、 懸命に努力をいたしたいと存じている次第で ございます。どうか委員長さんをはじめ、委員各 位の特別な御指導をいただきたいことをお願いを 申しまして、ごあいさつにかえたいと存じます。 ありがとうございます。(拍手)

○委員長(西ヶ久保重光君) 参考人の出席要求に 關する件についておはかりいたします。

日本放送協会関係の付託案件の審査、郵政事業 及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査 のうち、放送に關する事項の調査のため、日本放 送協会の役員を参考人として随時出席を求めた いと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西ヶ久保重光君) 御異議ないと認め、 さよう決定いたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 派遣委員の報告に關 する件を議題といたします。

先般、当委員会が行ないました郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する実情調査のための委員派遣について、私から御報告をいたします。

私は、去る十月十五日から五日間、沖縄県における通信関係業務の運営状況を視察してまいりました。

今回は、特に那覇市及び石垣市において各界の利用者代表から直接意見を聴取するなど、視察効果の充実につとめました。本日は、その概要と、特に政府または関係当局に配意を願いたい問題について御報告申し上げます。

当県の通信関係業務は、復帰後、郵便事業における航空便の大幅な増強による郵便物の迅速向上、本土・本島間マイクロウェーブの開通に伴う電話の自即化とカラー放送の実施などに代表されるように、著しい改善のあとがうかがわれ、また各般の業務もおおむね順調に運営されておられ、県民一般は当局の措置と努力を一応高く評価しているものと認められます。

しかしながら、真の「本土並み」を具現するためには、次のような諸問題が残されており、かねてから県民の強い願望となっております。

その一つは、先島地区におけるテレビの同時放送と電話の自動化、全国即時網編入の問題であります。テレビについては、現在、NHK那覇放送局において総合・教育混合番組を編成して、そのビデオテープを宮古放送局に空輸する方式による得をないため、放送の時間的なおくれを余儀なくされております。また電話については、自動化率が低く、市外通話は地区内及び地区・本島間は待時通話であります。最近における回線増設による改善後においても相当の待ち合い時間（本島・先島間、普通通話で最大百十分）を要している現状であります。

電電公社におかれては、これらの問題を解決するため、目下技術開発中の海底同軸ケーブルを、昭和五十一年度サービス開始を目途に、那覇・宮古間に布設する計画を持たれ、すでに一部その準備に着手されておることではありますが、この計画の確実な推進をあらためて要請しておきたいと思っております。

次は、加入電話の積滞解消促進の問題であります。当県は加入電話数八万八千八百であり、申請し込み積滞数は、復帰前のものに加え復帰後の増も加わって、四万七千四百に達している実情であり、電話に対する需要は今後もさらに増大するものと予想されます。電電公社におかれては、県内全域にわたる局舎、線路等の基礎設備の拡充整備に目下努力中と承っておりますが、積滞の解消は急務でありますので、この上にもさらに適切な措置が望まれるところであります。

最後は、大東島に対する放送の問題であります。同島は二千七百余人の人口を擁しておりますが、ラジオは島内全域をカバーしておりますものの夜間は外国からの大電力の影響を受けて相当な受信障害が発生しており、特にテレビに至っては全くその恩恵に浴し得ない状態にあります。関係当局におかれても種々検討中の模様であります。が、何らかの方法によるテレビ視聴が可及的すみやかに可能となるよう善処をお願いいたす次第であります。

以上、御報告を終わります。関係当局の端的な所見を伺いたいと存じます。○説明員（米澤滋君） 答えをいたします。ただいまの視察報告書の中にもございましたが、電電公社といたしまして、沖縄の本土復帰にあたりまして、鹿児島と沖縄本島の間にマイクロウェーブの回線を島伝いにつくりました。また、この島伝いにつくりましたマイクロ回線によりまして、昨年の十月に、沖縄の本島と自動即時化を実施するようになりました。

しかし先島との間には、特に宮古島と那覇との間は非常に距離がありまして、マイクロウェーブでは完全な回線ができません。どうしても海底同軸ケーブルを引く必要があると存じます。これに對しましては、従来から電気通信研究所を中心にいたしまして、この海底ケーブルの研究開発を進めておりました。まだ研究開発は完全には終わっておりませんけれども、五十年には海底同軸ケーブルの布設工事に着手いたしまして、五十一年度にはサービスを開始するということを目標にいたしまして、これは第五次五カ年計画の中で実施したいと思っております。

それからその次に、沖縄の全体におきます電話の普及の問題でございますが、これはその地域の事情あるいはまたこれまで基礎設備の拡充等がおくれておるといふような事情もありましたので、本土復帰後、これらに對しまして、特に基礎設備の充実、たとえば将来局舎ができるような場所に對しまして土地の買収をするといふようなことを進めておる次第であります。これは第五次五カ年計画の中でやはりこの加入電話の積滞解消に努力していきたいと思っております。第五次五カ年計画におきましては全国的規模において昭和五十二年未だに積滞をなくすといふことにはいたしてはおりませんが、沖縄県におきまして、そのような線に對してはやりたいたいというふうに考えております。

○参考人（小野吉郎君） ただいま委員長から沖縄を十分に御視察いただきまして現状につきましての御報告があり、またこれに對する御要望もあつたわけでございます。私もいたしましては、沖縄復帰以来、沖縄が、本島や先島を問わず、できるだけ早く本土並みのサービスができるようにつとめてまいりました。ただいまの視察報告書の中にもございましたが、諸条件が十分に整っておりませんので、現在、遺憾ながら変則放送をいたしておるよう次第であります。また大東島等につきましては、まだそのようなテレビの放送すらできません、こういふようなまことに遺憾千万な現状になっております。

私も、これをできるだけ早く本土並みの放送にいたすように考えておりますので、電電公社の御努力によりまして、先島等につきましては、カラー放送のできまうような基本回線の整備を待ちまして、本土と同様の教育・総合両波をそろったカラー放送の実施を願ひいたしておりますし、また

たそれ待たずともなく、五十年のできるだけの早い機会には、カラーは通りませんけれども、白黒で同時放送できるような条件も満たされるようでございますので、そういう状況待ちまして、カラー本格放送、しかも両波をそろつての完全放送ができますまで、混合編成ではありますけれども、同時放送を実現いたしたい、かように考えております。

また大東島等につきましては、ここにやはりかなりの人が住んでおられ、しかもいろいろな恩恵に恵まれない方々でありますので、そういった面につきまして、せめてテレビでも見ていただく、こういうようなことで置局を計画いたしております。ただ、いろいろ検討を要する諸条件があまりにも多うございまして、そういった面につきましては、いつの時点にいつの明確な時点まで今日の段階において断言はできませんけれども、できるだけ早く前向きに計画の実施を進めまして、大東島等におきましてはテレビの恩恵に浴されるような方途を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。○委員長（西ヶ久保重光君） 最後に、大臣からひとつ御決意のほどを。○国務大臣（原田憲君） 委員長どうもごろうさんでございまして。

先ほどの御報告をお聞きいたしまして、担当しておる電電公社並びにNHKからお答えを申し上げたのでございますが、今後いろいろ諸情勢、困難な問題も起こってくると思ひますけれども、沖縄における電話事業並びに先島におけるところのテレビ事業につきましては、特に配意をいたしまして、御要望を達成するようにつとめてまいりたいと存じます。

○委員長（西ヶ久保重光君） 他に御発言もなければ、派遣委員の報告はこれをもって終了いたしました。

○委員長（西ヶ久保重光君） 郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。原田郵政大臣。

○国務大臣(原田憲君) たいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を三百万に引き上げることを内容とするものであります。

現在の預金者一人当たりの貯金総額の制限額は百五十万円でありまして、この額は昭和四十七年に百万円から引き上げられて今日に至っているものであります。現下の経済情勢並びに最近における国民所得や貯蓄保有額の伸びの状況などにかんがみまして、これを三百万円に引き上げ、郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資しようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日としております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西ヶ久保重光君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第七十一回国会提出)

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十二月四日)
一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十条中「百五十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十八年十二月十八日印刷

昭和四十八年十二月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局